

令和4年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和4年8月17日(水)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月17日(水) 午後1時25分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2階 会議室
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	6番	湯田 義三
7番	星 洋一	9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義

農地利用最適化推進委員 2名

田島第9	渡部 典弘	南郷第1	五十嵐 和		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

8番	酒井 圭	11番	室井 文一		
----	------	-----	-------	--	--

農地利用最適化推進委員 6名

田島第1	渡部 昭雄	田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也
田島第5	湯田 雄市	田島第7	野中 勉	南郷第2	齋藤喜久男

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

## 7 会議の概要

事務局長が開会を告げた後、会長が欠席の旨報告。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長職務代理者が総会の議長、進行をすることとなる旨の報告。会長職務代理者が挨拶をした後、議長となり議事に入る。

議長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、8番、酒井圭委員、11番、室井文一委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、2名に出席していただいております。

議長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員をご指名いたします。兩名には、本会議における議事録の署名をお願いいたします。

議長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局からの提案、報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議長

只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質問などありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長

次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 私から説明させていただきます。議案書の3ページをご覧ください。番号1ということで、譲渡人、●●●●さん、\*\*\*の方です。譲受人が○○○○さん。\*\*\*の方です。許可を受ける土地の表示ということで、所在地は、\*\*\*字\*\*\*番地、地目が田、面積が□□□□㎡、権利の設定につきましては、所有権の移転となります。齋藤喜久男推進委員に調査していただいた内容について、ご説明させていただきます。申請理由は、譲渡人は、分家、親戚へ無償での譲渡により所有権の移転を行うものです。譲受人は、経営規模の拡大を行うとのことで、今

回の申請が上がってきております。次に、農地法第3条の各要件ですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地域内の農地です。下限面積は、30a、3,000㎡となります。譲受人の現在の経営面積は、自作地で□□□□㎡、借入地で□□□□㎡、経営面積の合計が□□□□㎡ありますので、申請地との面積合計が□□□□㎡となり、3,000㎡を超えておりますので、農地の取得には問題ないと思われま。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、年間農作業従事可能日数が250日以上の見込みとなっております、目安としている年間150日の従事日数の要件は、問題ありませんでした。3点目、地域との調和要件ですが、譲受人は、既に同地区内で耕作されております。同地区内には、集落営農や他集積農家の分断など他の農地に影響を与えるようなことはないと考えられます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、譲受人は同地区内で耕作しており、トラクター、田植え機等の大農区具を保有していることから、農地の全てを効率的に耕作管理することに問題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人につきましては、法人ではありませんので問題ないと思われま。

以上、調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思われまので審議をお願いいたします。以上です。

議 長

説明が終わりました。どうもありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手を。本案に対してご質疑お願いします。  
質問ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 事件番号2、議案書3ページになります。譲渡人、●●●●さん、\*\*\*の方になります。譲受人、○○○○さん、\*\*\*の\*\*\*の方になります。土地の所在は、\*\*\*字\*\*\*番、地目、畑、面積は□□□㎡。権利の設定は、所有権の移転です。申請理由ですが、譲受人は、\*\*\*へ居住しており農業の廃止。譲受人は、空き家バンクにより

住宅を購入され、隣接する当該農地を△△△△円で購入し、家庭菜園として利用したいということで今回の申請に至っております。次に、農地法第3条の各許可の要件の状況ですが、1点目、下限面積要件の要件につきましては、申請地は、農用地区域外になりますので、下限面積は、0,01a、1㎡となります。譲受人は、現在経営面積等はありませんが、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えますので、申請地の取得には問題ないと思われます。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、年間農作業従事可能日数が150日以上となる見込みとなっております。目安としております年間150日の常時従事日数の要件につきましては、問題ないと思われます。3点目、地域との調和要件でございますが、住宅に隣接する農地となっております。集落営農や他集積農家の分断など農地の影響はないと思われます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、今後、耕運機を導入予定ということで、申請書の方に記載されておまして、今回の農地全てを効率的に耕作することに対して、問題ないかと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないと思われます。

以上、調査した結果、許可が相当だと判断されると思っておりますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

6 番 (湯田義三) ○○○○さんは、\*\*\*になっていますが、元々は\*\*\*ですか？

事務局 (係長) この方は、元々\*\*\*の方でして、今回、町の空き家バンクの情報を見られて空き家を購入し、それに付随するような形で農地がついているものも一緒に購入し、家庭菜園を作るような流れになってございます。以上です。

6 番 (湯田義三) わかりました。

議 長 その他ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委員から、調査結果の説明をお願いします。

南郷1 (五十嵐和) 事件番号3番ですが、譲渡人は、●●●●さん、57歳、譲受人は、○○○○さん、42歳、どちらも\*\*\*の方です。\*\*\*字\*\*\*番、田の□□□□㎡の所有権についてです。8月16日に電話で調査をいたしました。調査した内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてです。申請理由ですが、譲渡人、譲受人の自作地相互の交換です。次に、農地法第3条の各要件の許可の状況ですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農振農用地内の農地ですので、下限面積は30a、3,000㎡となります。譲受人の現在の経営面積は、自作地で□□□□㎡あり、申請地面積の□□□□㎡と合わせると、3,000㎡を超えていますので、申請地の取得に問題はございません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、申請書の内容を聞き取りしましたところ、譲受人の農作業従事可能日数は270日の見込みとなっており、問題ありません。3点目、地域との調和要件ですが、譲受人は、既に同集落及び隣接する圃場で、◆◆◆◆として農業経営をしており、集落営農や他集積農家の分断など、他の農地の利用に影響はないと思われれます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましても、トラクターなどの大農機具をすでに保有しており、申請農地の全てを効率的に耕作することに対して、問題はないと思われれます。最後、農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は、農地所有適格化法人の経営をされておりますが、当該農地の所有権移転は、個人間の所有権移転となりますので、農地所有適格化法人の該当には当たりませんので問題ありません。◆◆◆◆につきましても、農地所有適格化法人の要件を満たしております。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されると思うので審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局からの調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案書4ページの番号4になります。今ほど、五十嵐和推進委員からご説明いただきました自作地交換の相手方の申請になります。譲渡人が●●●●さん、譲受人が○○○○さんになります。許可を受ける土地の表示は \*\*\*字\*\*\*番、地目が田、面積が□□□□㎡。こちらも所有権の移転となります。申請理由は、譲渡人、譲受人による自作地相互の交換によるものです。次に、農地法第3条の各条件の許可の要件について、1点目の下限面積要件は、申請地は、農振農用地区内の農地ですので、下限面積は30a、3,000㎡となります。譲受人の現在の経営面積は、自作地で□□□□㎡、貸付地が□□□□㎡あり、申請地の□□□□㎡とあわせると、3,000㎡を超えていますので、申請地の取得には問題ございません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、年間農作業常時従事可能日数は、本人120日、奥様が140日で年間150日以上の見込みとなっておりますので問題ありません。3点目、地域との調和要件ですが、譲受人は、同集落内で農業経営を行っておりますので、集落営農や他集積農家の分断など、他の農地の利用に影響はないと思われま。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件は、耕運機を保有されておりますので、当該申請地を効率的に管理することには問題ないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではないので問題ないと思われま。

以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号5を議題といたします。地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案の5ページ、番号5になります。湯田雄市推進委員に調査していただいた内容を説明させていただきます。8月13日に湯田推進委員が、譲受人の〇〇〇〇さんとお話しされたと報告を受けてございます。申請人の表示ということで、譲渡人は、亡くなられた◎◎◎◎さんの相続財産管理人で、弁護士の方から申請が上がってきております。譲受人は、〇〇〇〇さん、\*\*\*の方になります。許可を受ける土地の表示は、\*\*\*字\*\*\*番から\*\*\*字\*\*\*番までの15筆になります。田が10筆、畑が9筆。合計面積が□□□□㎡になります。申請理由は、相続財産の整理を行うものです。譲受人は、農業規模の拡大のため△△△△円で当該申請地を購入し、所有権の移転を行うものです。次に、農地法第3条の許可の各要件についてですが、1点目の下限面積要件につきましては、申請地は、農用地区域外であったり、農用地区内であったり、混在しておりますが、下限面積は30a、3,000㎡として説明をさせていただきます。譲受人の現在の経営面積は、自作地□□□□㎡、借入地□□□□㎡ありますので、申請地の面積の□□□□㎡と合わせますと3,000㎡を超えますので申請地の取得には問題ないとのことです。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、譲受人本人の年間農作業常時従事可能日数150日、申請人の父の従事日数が150日の見込みとなっております、問題ないと思われま。3点目、地域との調和要件ですが、譲受人は、既に同集落内で農業経営しており、集落営農や他集積農家の分断など他の農地の利用に影響はないと思われま。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、トラクターなどの大農機具を保有されており、当該申請農地の全てを効率的に耕作することに問題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではないので問題はありません。

以上、調査していただいた結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号6を議題といたします。地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委員から、調査結果の説明をお願いします。

南郷1 (五十嵐和) 事件番号6番ですが、譲渡人が●●●●さん、65歳、\*\*\*にお住まいです。譲受人が○○○○さん、50歳、\*\*\*にお住まいです。申請理由につきましては、譲渡人は、\*\*\*への移住による農業の廃止。譲受人は、無償で譲り受け野菜等の耕作管理をするものです。8月15日に電話で調査しました。調査した内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてです。当該農地は、譲受人の父親と譲渡人の父親、◎◎◎◎さんとの間で条件付き仮登記がされており、今回所有権移転を行うため申請をするものです。次に、農地法第3条の各要件の許可の状況についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農振農用地区域外の農地でありますので、下限面積は0,01a、1㎡となります、譲受人の現在の経営面積はありませんが、申請地2筆の合計面積が□□□□㎡と1㎡を超えておりますので、申請地の取得に問題はございません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人100日、母100日となっており、年間150日以上の見込みとなっており、問題ありません。3点目、地域との調和要件でございますが、集落営農や他農地の集積、農家の分断など他の農地の利用に影響はないと思われま。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、管理機、草刈り機など保有しており、当該申請地の全てを効率的に耕作管理することに問題ないと思われま。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題ありません。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
- 議 長 次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。
- 事務局 (係長) 議案書の8ページと資料1をご覧くださいと思います。申請人の表示ということで、譲渡人は、●●●●さん、会社員、\*\*\*にお住まいです。譲受人は、○○○○になります。許可を受ける土地の表示は、\*\*\*字\*\*\*番、地目、畑、面積□□□□㎡、施設の概要として、宅地分譲用地となっています。土地代、賃借料として△△△△円、権利の種類は、所有権の移転となります。申請理由としまして、譲受人は、町内で▼▼▼を営んでいるが、今般、事業用宅地分譲地が必要となったので、現在、休耕地となっている当該農地を取得し、宅地分譲用地として造成を行う計画となっています。当該申請地は、周囲も閑静な住宅地で、町道に面しており、土地利用上住宅用地として最適地と判断したことから、当該地での申請となったところです。土地の立地基準につきましても、当該申請農地は、住宅、事業施設等が連たんし、市街化が相当進んでいる農地ですので、第3種農地となります。第3種農地につきましても、転用しうる農地となっておりますので転用は可能です。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、申請書に添付されておりました預金通帳の写し等を確認したところ、事業費の△△△△円を確保できることで問題はないと思います。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿に抵当権などの設定はございませんでしたので、問題はないと思われまます。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的ですので、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、譲受人は、❖❖❖❖から▼▼▼を有していることから、問題はないと思われまます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、宅地分譲用地として、□□□□㎡の転用許可面積は過大ではないと思います。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことにつきましても、住宅に隣接する農地として、現在は休耕地であることから他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断等も無いと思います。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局からの調査の結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 番号2をご覧ください。申請人の表示ということで、譲渡人は、●●●●さん、\*\*\*の方になります。譲受人は、○○○○、\*\*\*字\*\*\*になります。許可を受ける土地の表示は、\*\*\*字\*\*\*番になります。地目が畑、面積は□□□□㎡。転用の概要は、資材置き場となっております。土地代、賃借料につきましては、△△△△円となっております。権利の種類は所有権の移転です。資料2も併せてご覧いただければと思います。申請事由につきましては、譲受人は、町内で▼▼▼を営んでおり、▼▼▼を主たる業種としておりますが、砂利等の資材置き場が不足しているため、当該申請地を購入し、資材置き場として土地造成を行う計画となり、当該申請地は、県道に面していることや位置的、面積的に適地であると判断したことから、今回の当該地での許可申請となったものです。立地基準は、当該農地は、住宅、事業施設などが連たんしており、市街化が相当進んでいる区域であり、第3種農地となります。第3種農地につきましては、転用を許可しうる許可基準となっております。一般的な基準の各項目の調査結果ですが、1点目、転用に必要な資力などがあるかにつきましては、申請書に添付されておりました預金通帳の写しを確認しましたところ、事業費の△△△△円を確保できる見込みですので問題ないかと思われま。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿等に抵当権などの設定はありませんでしたので、問題ないかと思われま。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手される見込となっております。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、特に問題はないかと思われま。5点目の転用面積が妥当であるかについてですが、資材置き場として□□□□㎡は、転用許可申請面積として過大ではないかと思われま。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがない

かについてですが、住宅に隣接する農地であり、現在は休耕地となっております。他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと考えられます。以上調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が欠席ですので、事務局からの調査結果の報告をお願いします。

事務局 (係長) 議案書の9ページ、番号3をご覧くださいと思います。併せて資料3をご準備いただきしたいと思います。譲渡人、譲受人、逆になっておりました。訂正をお願いいたします。譲受人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんになります。譲渡人が●●●●さんになります。住所につきましては譲渡人、譲受人とも\*\*\*字\*\*\*番地です。●●●●さんと〇〇〇〇さんは親子関係という形になっています。許可を受ける土地の表示につきましては、\*\*\*字\*\*\*番、地目、畑、面積□□□□㎡、転用の施設の概要は、一般住宅及び雪捨て場となっています。土地代につきましてはゼロ、権利の種類につきましては、使用賃借になっております。申請事由につきましては、現在、両親と同居しているが、譲受人夫婦と子供4人で8人家族。今住んでいる住宅は、建築後38年が経過しておりまして、増築するには間取りが悪く、水回りの設備が老朽化しており住宅を新築して部屋数を確保したいというような中身になっております。小さな子供がいることから、今住んでいる住宅の近くの当該農地を選択して、今回転用の許可申請となったということになってございます。立地基準は、申請地につきましては、県道に面し住宅が連たんし、市街化が相当進んでいる区域ですので、第3種農地となります。第3種農地につきましては、転用しうる農地になってございます。次に、一般基準の各項目につきましては、1点目、転用に必要な資力などがあるかにつきましては、申請書に添付されておりました住宅ローンの借受審査結

果の写しから、建築費の△△△△円の確保はできる見込みとなっておりますので問題ないかと思われます。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿には抵当権などの設定はありませんでしたので、問題ないと思われます。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく供することが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、必要となる許可の処分や他の法令との調整もありませんので、こちらについても問題ないと思ひます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、一般住宅1棟で□□□□㎡、雪捨て場1か所□□□□㎡、通路として□□□□㎡の合計□□□□㎡のうち、当該農地面積□□□□㎡は、一般住宅用地として転用許可申請面積は過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということにつきましては、住宅に隣接する農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。以上調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願ひます。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することに  
異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願い  
します

事務局

(係長) 議案書の9ページをご覧いただきたいと思ひます。併せて資料4から5、6、7まで一緒にご準備をお願いします。議案書の9ページ、番号4と、10ページ、11ページの番号5、6、7につきましては、関連がございませんので一括して説明させていただきたいと思ひます。こちらにつきましては、番号4の申請人の表示ですが、譲渡人につきましては、●●●●さん、譲受人が○○○○となつてございません。次の10ページを見ていただきまして、番号5番、譲渡人は、●●●●さん。譲受人は同じく○○○○となつてございません。番号6番、譲渡人は、●●●●さん、

譲受人は、こちらも〇〇〇〇となっております。番号7番、譲受人は、●●●●さん、譲受人は、〇〇〇〇となっております。こちら申請4つとも一時転用となっております。\*\*\*字\*\*\*番の田、面積が□□□□㎡あるんですが、その内、一時転用に当たる部分が□□□□㎡、一時転用目的として、現場事務所と資材置き場となっており、賃借料が、△△△△円、使用貸借となっております。続きまして10ページ、●●●●●●さんの一時転用は、\*\*\*字\*\*\*番、地目が田、面積が□□□□㎡の内、一時転用面積が□□□□㎡となっております。施設の概要は、道路迂回路となっており、賃借料が△△△△円、使用貸借となっております。続きまして、6番の●●●●●●さん、こちらの一時転用が\*\*\*字\*\*\*番、地目が田、面積は□□□□㎡の内、□□□□㎡となっております。こちら道路迂回路となっております。賃借料が△△△△円、使用貸借となっております。4件目、一時転用は、\*\*\*字\*\*\*番、地目が田、面積が□□□□㎡の内□□□□㎡となっております。施設の概要は、道路迂回路、賃借料が△△△△円、権利の種類が使用貸借となっております。これらにつきましては、\*\*\*発注の中山間地域総合整備事業におきまして、集落排水路を国道289号及び町道に埋設する工事を行うために、隣接する農地に現場事務所と資材置き場、さらには、国道を一度埋設するために掘削作業をし、道路迂回路を設置するという事で、工期期間中の当該申請農地の一時転用許可申請を行うものです。立地基準ですが、当該申請農地につきましては、農用区域内の農地になりますので、農地の転用行為、仮設、工作物の設置、その他、一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められるものであること。かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた、農業振興地域の整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであること。に該当するときのみ、例外的に許可できるというような基準になってございます。今回は、公共事業に対する一時的な利用というようなものになりますので、一時的な許可ができることになってきます。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、\*\*\*直営の中山間整備事業であるため、こちらは問題ないかと思えます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿に抵当権などありませんので問題ないと思われまます。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、すでに計画が具体的に出ていますので、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、必要となる許可等の処分や他の法令との処分はありませんので、問題ないと思われまます。転用面積が妥当であるかということにつきましては、一時転用の許可面積については、過大ではないと考えております。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということにつきましては、仮設水路等も設置されまして、一時転用期間中につきましても用水路を確保することになっておりますので、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も

無いことから問題ないと思われます。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

説明が終わりました。ありがとうございました。

ただちに質疑に入ります。事件番号4から7まで一括提案されたので、1件ごとに採決していきます。

事件番号4を議題といたします。只今説明のあった事件番号4について質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

本案に対してのご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

はい。ありがとうございました。

異議なしと認め、事件番号4について、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号5を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

本案に対してのご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

はい、ありがとうございました。

異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号6を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号7を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

6 番 (湯田義三) 工事なのですが、工事期間はどのくらいですか。

事務局 (係長) 申請書の中身を見ますと、許可のあった日から年度いっぱい。  
令和5年3月31日の工事期間ということで県の方で設定していること  
にはなっております。

議 長 その他質疑ございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号7について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号7については、原案のとおり決定いたしま  
した。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 次に、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題と  
いたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委  
員から、調査結果の説明をお願いします。

南郷1 (五十嵐和) 事件番号1なのですが、事件番号2も隣同士の土地なので、  
一緒に説明してもよろしいでしょうか。

議 長 はい。どうぞ。

南郷1 (五十嵐和) 一括で説明します。事件番号1番の申請人は、●●●●さ  
ん。86歳。事件番号2の方が、●●●●さん。69歳。土地は、●●●●  
さんが、\*\*\*字\*\*\*番、●●●●さんが\*\*\*字\*\*\*番と隣同士  
の畑になっております。現況は、山林になっております。本日、17日に

現場で調査をしました。調査をした内容は、現況確認証明の許可の条件4つについてです。申請理由ですが、昭和40年代はカヤ狩り場として耕作管理されていたようですが、東側が急峻な保安林であり、治山施設が整備されて以来、耕作はされておらず、隣接の針葉樹の影響で耕作条件が悪い現状であり、農地への復旧ができないことから現況確認証明により土地地目変更登記を行うものです。

次に、現況確認証明の許可の条件の4つの説明をいたします。1点目、山林、原野化、あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。申請地は、昭和40年代はカヤ狩り場として耕作管理されていたようですが、東側が急峻な保安林であり、治山施設が整備されて以来、耕作はされておらず、隣接の針葉樹のおかげで耕作条件が悪いものですから、農地への復旧は適切ではありません。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた土地ではありませんでした。また、無断転用の使用を行政から指摘した事項もございませんでしたので問題はない状況でした。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は、農用地区域内の農地ではないとのことでしたので問題はありません。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続していることという点につきましては、昭和40年代に保安林内で管理施設の設置以降、隣接する山林の影響もあり耕作されていないということから、非農地化してから20年以上その状態が継続しているものと思えます。

以上調査の結果、証明は相当だと判断されますので、ご審議をお願いします。以上です。

議長 説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手を願います。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮り致します。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、  
渡部典弘推進委員から、調査の結果の説明をお願いします。

田島9 (渡部典弘) 13 ページの番号3番及び資料10をご覧ください。申請人  
は、●●●●さんです。土地の表示ですが、\*\*\*字\*\*\*番地、地目  
は畑ですが現状は原野でございます。8月13日に現地確認をしました。  
申請理由ですが、平成△年△月△日付け福島県指令南会農林第△号で、  
農地法第5条の転用許可を受け一般住宅を建築した宅地に隣接する小面  
積、かつ進入路がない農地であり、住宅を建築して以降、耕作をしてこ  
なかつたため現況確認証明により、土地地目変更登記を行うためです。  
次に、現況確認証明の許可の条件の4つの説明をします。1点目、山林、  
原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であ  
ることについてであります。申請地は、平成△年△月△日付け福島県  
指令南会農林第△号で、農地法第5条の転用許可を受け一般住宅を建築  
した宅地に隣接する小面積、かつ進入路がない農地であり、住宅を建築  
して以降、耕作をしてこなかつたため、農地への復旧は適切ではありま  
せん。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件  
に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認して  
いただいたところ、農地転用の許可を受けた経過はございませんでした。  
また、無断転用の状態であることを行政から指摘した経過もございませ  
んでしたので、問題はない状況でした。3点目、農用地区域内の農地で  
はないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請  
地は、農用地区域内の農地ではないとのことですので問題はありませ  
ん。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続している  
ことという点につきましては、平成△年△月以降、小面積、かつ進入路が  
ない農地であり、住宅を建築して以降、耕作をしてこなかつたことから、  
非農地化してから20年以上その状態が継続しているものと思われま  
す。  
以上調査の結果、証明は相当だと判断されますので、審議をお願いし  
ます。

議 長 説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手を願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。質疑ございませんか。

- 4 番 (馬場崇裕) 現況確認案内図が前の方に2枚載っているんですが、この場所はどこになるのですか。
- 事務局 (係長) 案内図なんですが、\*\*\*神社ですか、ちょっと斜め右上の方に山口というところで、若干黒く色が染まっているところがあるんですが、それが転用許可を受けて住宅が建っているところで、そのすぐ裏手になるというか、❖❖❖❖と◎◎◎◎さんの住宅に囲まれた□□□□㎡の小さな農地になります。次の現況写真につきまして、赤枠でくくってある建物が中央あたりにあるんですが、青い屋根、山のすぐ根っこなんですが、濃い青の建物と薄い青の建物、その建物のすぐ裏手になりまして、申請者の話だとどこから行っても農機具を持っていけないというような場所になっているというような話でした。わかりにくくて申し訳ございませんでした。
- 議 長 只今、説明がありましたけども、お解りいただけただけでしょうか。
- 3 番 (平野恒二) 非農地の理由に、平成△年△月に許可を受けたとあるんですが、この建物の青い部分ですか。それは、●●●●さんの住宅ではないですか。番地がかけ離れてるものですか。
- 田島9 (渡部典弘) ●●●●さんの住宅ではありません。今は空き家です。
- 議 長 他ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
- 議 長 次に、日程第7「議案第4号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局からの提案説明をお願いします。
- 事務局 (玉川) 議案第4号の農地利用集積計画決定について説明いたします。議案書15ページの利用権設定内訳8月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が55筆の□□□□㎡、畑が19筆の□□□□㎡となっております。次に、新規で田が105筆の□□□□㎡、畑が3筆の□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせまして、田が160筆、□□□□㎡、畑が22筆の□□□□㎡となりまして、合計が182筆、□□□□㎡となります。続きまして、議

案書の16ページからは利用権設定の一覧でございます。今月は、182筆のうち、賃借権が95筆の□□□□㎡、使用貸借権が、87筆□□□□㎡と今月は筆数の半分ほどが使用貸借権とかなり多い月になっております。元々の再契約での使用貸借権のほか、家族間の使用貸借権、また、\*\*\*地区の番号56番から77番は、賃貸借から使用貸借権に変更など、今回から使用貸借権の設定が多くなりました。こちらは確認をしております。次に、20ページの番号81番から182番までにつきましては、農地中間管理事業によります、集積一括方式によります利用権設定です。集積計画一括方式につきましては、次の26から31ページ時に載せてございます。集積計画一括方式につきましても今月は、使用貸借権の設定が多く、こちらはJAの円滑化事業終了による中間管理事業への切り替えのため、今までの利用権の種類のままの継続という内容になってございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ありがとうございます。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議長 次に、日程第8 議案第5号「南会津農業振興地域整備事業計画変更(案)に対する意見について」を議題といたします。  
ここで、議案内容の説明者として農林課の藤沢一彰農政係長と農政係の大竹喜成主査に出席していただきます。

(2名入室 着席)

議長 それでは、事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (係長) 議案書の32ページをご覧いただきたいと思っております。議案第5号南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見の決定について、南会津町長より農業振興地域の整備に関する法律第13条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められたので、下記のとおり意見する。記といたしまして 1、意見、南会津農業振興地域整備計画変更(案)のとおり、適当と認める。となります。

お配りしております南会津町長からの意見の依頼があった文書をお手元にご準備いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、位置図をご覧いただきたいと思います。ちょうど真ん中あたりにあります田島バイパス289号線沿いで、❖❖❖❖さんと●●●●の建物に挟まれた農地、赤い部分が今回農業振興地域整備計画の農振農用地から除外する農地となります。2枚目をめくっていただき、農用地利用計画変更申出書をご覧いただきたいと思います。事業計画者につきましては、●●●●、土地の所有者につきましては、○○○○さんということになってございます。申し出の土地につきましては、南会津町\*\*\*字\*\*\*番、登記、現況とも地目は田、面積が□□□□㎡となっております。事務局からは簡単ではございますが説明を終わらせていただきたいと思っております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。  
次に、町農林課農政係から変更案の内容の説明を求めます。

農林課

(大竹喜成主査) 農林課農政係の大竹です。私のほうから、今回の農用地区域の変更について説明をさせていただきたいと思っております。今回の農用地区域の変更に至った経緯でございますが、今回、事業計画者の●●●●さんということで農地の変更になります。現在、●●●●は、\*\*\*地域におきまして\*\*\*地区、\*\*\*、\*\*\*と3か所で▼▼▼の経営をしておりますが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を受け、▼▼▼の売り上げがかなり減少しております。そういった状況で、●●●●さんの方で事業の見直しが必要になったというところがございます。現在整備が進んでおります国道289号田島バイパス沿線への新たな▼▼▼出店という計画に至っております。バイパスにつきましては、将来的に交通量の増加が見込まれるといったところで、事業の再建に向けてバイパスへの出店は必要であるということから今回の農用地区域の変更の申し出がございました。詳細については、本日お配りしている様式第2号、別表1-1と左上に書いてあります資料の方をご覧ください。

( 事業計画書、資料内容 (除外の5つの要件) 説明 )

以上、5つの要件を全てが問題ない。満たしていると町の方では判断しまして、農用地区域からの除外は適当と判断したことから、農業委員会の方に意見を求めさせていただいております。説明については以上です。よろしく願いいたします。

議長

はい、説明が終わりました。ありがとうございました。  
ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

9 番 (渡部一男) 只今説明を受けましたが、私の質問は、農林課だけじゃなく、今後、南会津町のバイパス沿いに関係する。◆◆◆も入る。その沿線は、町として今後どう進めて町を活性化していくのか、今の旧街中は簡素化になっている。これらを含めて、バイパス通りが商店街になってしまうと考えられる。今の土地の裏側も農振地から外れていくと思います。議案が出たからこれに対してどうではなくて、町全体として流れがあるわけだから、ここ一体を農振から外さないで活性化にならないと。町の考えは何かないんですか。

農林課 (藤沢係長) 農林課農政係長の藤沢です。日ごろから大変お世話になっております。今、渡部委員からのご質問でございますが、バイパスができた際、今回農振除外する地域は、農地として維持していく地域との位置付けで、農業振興地域としても定めていたところですが、社会情勢、バイパスが完成するということになりまして、農地での活用よりも今回の▼▼▼や◆◆◆、先には、◎◎◎◎、近くには、町の公共施設も建っていることからバイパス沿線は、今後開発されていくものという認識でございまして、10ha以上ある農地は、農振農用地として定めるとなっておりますが、現在田島バイパス沿線につきましては、農振農用地区域として定める10ha以下になってきておりますので、今後、町としましては先ほどあった裏の農地ですとか、そういったところは、農振農用地区域から除外していくという考えでございます。ただ、農振農用地から外すということは、乱開発といいますか、この網がかかっているので、ある程度こういった審査を経るものについては、開発を認めるということですが、むやみになんの事業計画もない状況で農振農用地から外すということは難しいと思っておりますので、裏の農地についても、現状農振農用地ということで具体的な事業計画が上がってきた際に、再度検討するというような方向で考えている状況でございます。実際に、町中商店街の活性化、非常に苦しい状態になっているとかこういったこともございます。町の方でも中心市街地の活性化などの政策もそれぞれやっておりますが、なかなか難しいような状況でございます。町の活性化や土地利用につきましては、農業委員さんも町の土地利用の在り方という所で、我々と一緒になって進めていっていただきたいと考えておりますので、今後ともご意見などいただきながらよりよい町の活性化、土地利用につながるよう努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。ちょっと回答になっているかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

6 番 (湯田義三) 今の話の中で、町の中の問題を考えていくと言ってるけど、具体的にどういうことを考えているのか、そこを知りたいんです。もし差し支えなかったらお願いします。

農林課 (藤沢係長) 実際、具体的にこの場でどういう開発があるといった話は、申し訳ありませんができません。考え方としては、既存の商店の活性化、担い手の育成、なかなか難しいですが企業誘致ですとか、そういったところも視野に入れた活性化も考えていますが、なかなか難しい状況です。また、我々の立場からいうと、農地を守っていくということが使命でございますが、実際に守るべき農地、農業振興地域内におきましても、こういった開発で農地がつぶれる場合と農業やってる方が高齢になったり、農業辞めるといことで荒れてしまっている土地もありますので、現在の実情や状況、優良農地を残していくとか、町の活性化をしていくとか、大きな目標はあるんですが、具体的には、この場でこういう計画があると私の口からは申し上げられません。申し訳ありません。町の方では、総合振興計画をちょうど見直しをしているところです。そういった中で、全体の計画を今後皆様にお示しすることができると思うので、ご了解していただきたいと思います。

6 番 (湯田義三) 具体的なものは、言えないとあったんですが、そういう案は、あるということでもいいんでしょうか。

事務局 (事務局長) 今回の街中の活性化については、今、農政係長が考えている部分ではなくて、商工観光課や総合政策課で、課が連携をしてやっている部分ですので、農政係長が言われたのは、農林課として話せる部分がこの場ではちょっと無いということであって、実際、商工観光課や総合政策課ですとそれぞれ市街地の活性化や沿線の活性化とかは考えております。この場ではお話しできないかと思えますけども、それぞれの担当部局の方で、総合振興計画策定の下でそれぞれ動いておりますので、それらが見えた段階で、いろんな形でお示しできるとは思います。

議 長 質問された、どうぞ。

7 番 (星洋一) (商店街の活性化等について意見)

3 番 (平野恒二) 議長。議事進行。

7 番 (星洋一) そんな形で一つ考えないとまずいのかなと。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

今3名の方から意見、農政係長、局長から答弁があったんですが、それに関してご理解いただけましたか。

ご意見ありますか。他にございませんか。

議 長 質疑がないので、質疑を終了し採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました  
以上で、議案第5号の質疑を終了いたします。  
ここで、農林課職員の方に退室していただきます。  
ありがとうございました。

(農林課職員 退出)

議 長 以上で、本日の総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局 (事務局長 2アール未満の農業用施設建築届について 報告)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
なければ、次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明  
をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何かご質問がありませんか。

議 長 その他の事項で。

事務局 (事務局長 農地パトロールの状況報告)

議 長 皆さんから何かありませんか。(2)のその他。

事務局 (局長) 事務局からございません。

議 長 それでは、全て終了しました、  
本日は、大変長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後 3時10分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その  
内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番

